

鳥取市第三者承継支援補助金

市内中小企業等が、自社の第三者承継先を探すために専門機関等と契約を締結し、案件が成約した場合に支払う成功報酬を一部支援します。

第三者承継…経営者の配偶者及び3親等以内の親族又は自社の役員及び従業員以外の第三者へ事業を承継すること。

専門機関等…中小企業庁が実施するM&A支援機関登録制度に登録された登録FA・仲介業者をいう。

◎専門機関契約の締結から30日を経過する日までに事業実施計画承認申請書(様式第1号)をご提出ください!

対象事業

自社の事業に係る第三者承継先を探すために専門機関等からの支援を受ける契約を締結する事業

対象経費

専門機関への委託費用・仲介手数料・アドバイザー費用のうち、**成功報酬** ※消費税および地方消費税に相当する額は除く。

支援内容

補助率：**1/5** ※補助上限**100万円**

【鳥取市第三者承継支援補助金と併用可能な支援制度】

<鳥取市事業承継推進補助金>

市内中小企業の事業承継推進及び経営の安定を図るため、事業承継を支援する資金融資を受けた者の利子負担の軽減を行います。

- ◆対象資金
 - ・事業承継支援資金(鳥取県と鳥取市が協調して行う制度融資)
 - ・事業承継・集約・活性化支援資金融資(日本政策公庫・国民生活事業)
- ◆補助期間 最長7年間(融資期間は別に定める)
- ◆補助額 補助対象者が支払った対象融資に係る利子の3分の2に相当する額
- ◆限度額 単年度当たり10万円

<問い合わせ>

鳥取市経済観光部企業立地・支援課

TEL:0857-20-3223

FAX:0857-20-3947

メール: ricchi@city.tottori.lg.jp